

受付番号	
------	--

舟橋村産前産後ヘルパー派遣事業利用申込却下通知書

年 月 日

様

舟橋村長

印

さきに申込みのありました産前産後ヘルパー派遣事業については、次の理由により実施できないので通知します。

(理 由)

※この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、舟橋村長に対して審査請求をすることができます。
(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)